

高压ガスタンクローリー保安管理(置場)指針

昭和58年 4月 1日 制定

神 奈 川 県

目 次

1. 目 的	1
2. 用 語 の 意 義	1
3. 適 用 範 囲	1
4. 置 場 の 位 置	1
5. 置 場 の 境 界 線	2
6. 防 災 資 機 材 の 設 置	2
7. 置 場 の 標 識	2
8. 管 理 責 任 者 の 選 任	2
9. 管 理 責 任 者 の 責 務	2

附 録

1. 高 圧 ガ ス タ ン ク ロ ー リ ー 日 常 点 検 及 び 定 期 点 検 要 領	
--	--

高圧ガスタンクローリー保安管理（置場）指針

1. 目的

この指針は、高圧ガスタンクローリーを常置する場所（以下置場という。）での保安事項を具体的に定め、運送業者等がこれを実行することによって、置場での災害を防止することを目的とする。

2. 用語の意義

この基準に用いる用語の意義は、次のとおりとする。

（1）高圧ガスタンクローリー

車両に固定した容器（長尺容器を含む。）により、高圧ガスを移動する車両をいう。

（2）運送業者等

高圧ガスの運送業者、製造業者及び販売業者であって、高圧ガスタンクローリーを保有する者をいう。

3. 適用範囲

神奈川県下に高圧ガスタンクローリーの置場を有する運送業者等に適用する。

4. 置場の位置

高圧ガスタンクローリーの外面から火気を取り扱う場所に対し、8メートル以上（置場内にあるものは2メートル以上）の距離を確保する。

5. 置場の境界線

置場には、コンクリート塀又は、金網等により境界線を設け、関係者以外を立入らせないようにする。

6. 防災資機材の設置

置場には、災害の拡大を防止するため、次に掲げるものを設置する。

(1) 使用可能な場所に消火栓又は、消火器（粉末消火剤、能力単位 B - 10 以上）を
2 個以上。

(2) 高圧ガス運送基準に定める保護具及び資材等。

7. 置場の標識

置場には、外部から見やすい場所に縦 60 センチメートル、横
30 センチメートル以上の大きさで、次に掲げる標識を明示する。

ア 火 気 厳 禁

イ 立 入 禁 止

ウ 事業所の名称、管理責任者の氏名及び事業所の電話番号

8. 管理責任者の選任

運送業者等の長は、置場に必要な責任者を定め、保安について
管理、監督させる。

9. 管理責任者の責務

管理責任者は、災害の未然防止及び災害の拡大を防止するため、
次に掲げる事項について責務を負う。

(1) 地震等非常時の緊急措置及び応援要請又は、要員の確保。

(2) 置場の境界線、防災資機材等の日常点検及び定期点検の実施。

(3) 従業者に対する保安教育訓練の実施。